

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

香川県三豊市

3 地域再生計画の区域

香川県三豊市の全域

4 地域再生計画の目標

第1期総合戦略の策定時に国立社会保障・人口問題研究所による2020年推計人口61,984人に対し、2020年1月時点での本市人口は、62,531人となっており、ほぼ予測通りに人口減少が進行している。なお、国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年には44,379人となる見込みである。

本市の平成6（1994）年以降の出生数は、微増減を繰り返しているものの、徐々に減少する傾向である。平成6（1994）年では600人を超える出生数となっていたが、直近の平成30（2018）年においては400人台へと縮小しており、女性人口の減少を踏まえると、今後はさらに出生数が下降する可能性も出てきている。

一方、死亡数に関しては、高齢者人口の増加等により、徐々に増加する傾向にある。平成29（2017）年には1千人を超えており、後期高齢者人口（75歳以上）の増加が進んでいることから、この傾向は当分続くと想定される。

また自然増減（出生数－死亡数）は、平成6（1994）年以降は常に自然減となっている。出生数の低迷と高齢層の拡大に伴う死亡数の増加により、平成25（2013）年以降、自然減が500人を超える規模となっており、今後も当分後期高齢者数が増加していくことを想定し、出生数の引き上げに向けた取り組みの必要性が高まっている。

本市の転入者数について、平成6（1994）年以降は、平成22（2010）年の1,397人を底に、増減を繰り返しながらも、直近の平成30（2018）年では1,800人を超え

るまで持ち直しており、本市に転入してくる人が徐々に増加しつつある傾向が見られる。

他方、転出者数については、平成17（2005）年に2,038人に達していたが、平成23（2011）年頃には1,600人程度まで減少し、平成24（2012）以降、1,800人から2,000人規模で推移している。

転入者数と転出者数の差異である社会増減では平成6（1994）年や平成12（2000）年においてプラスの値となっているが、それ以外の時期ではマイナスとなっており、社会減が常態化している。ただし、結果的には社会減となっているものの、徐々に転出者数が増加しつつある一方で転入者数も高水準で推移してきていることから、直近の平成30（2018）年では社会減数は117人に留まっている。

人口規模の縮小や人口構造の変化は、地域産業の原動力となる「働き手」、「担い手」の減少であり、産業の縮小を伴う生産力やイノベーションの低下など、地域経済や消費市場の縮小を引き起こすことで地域に悪影響を及ぼすとされている。

さらに、高齢化は、社会保障費の増大により、一人当たりの経済的負担が拡大するとともに、勤労意欲の低下にまでつながっていく。

また、地域の生活を支えてきたコミュニティは、人口減少とともにその存続が危ぶまれる中で、まちの機能が縮小し、利便性や市民同士の交流の場が失われることで、さらに都市部や近隣自治体へと人が流出する可能性が高まる。

そして、これまでの行政サービスの低水準化やサービス自体の提供が継続できなくなることも考えられ、市民生活への影響を実感する日もそう遠くはないと想定される。

これらの課題に対応するため、次の事項を基本目標に掲げ、これまでの歴史文化を守りながらも安心して毎日を過ごすことができる「まちづくり」、単なる地域経済の活性化だけではなく、やりがいや生きがいを感じ、暮らしに豊かさをもたらす「しごとづくり」、個性を大切にし、自分らしく夢を実現する人が育つ三豊の実現をめざす。

- ・基本目標1 ひとが「育つ」みとよ
- ・基本目標2 ひとを「守る」みとよ
- ・基本目標3 ひとが「出会う」みとよ
- ・基本目標4 ひとが「創る」みとよ

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	出生数	403人	500人	基本目標 1
イ	災害時の死傷者数	0人	0人	基本目標 2
	リサイクル率	63.87%	64.59%	
	一人あたりの年間医療費 (国民健康保険被保険者)	384,330円	300,000円	
ウ	観光入込客数	1,695千人	2,000千人	基本目標 3
	社会増減	▲125人	600人	
エ	法人本店及び支店の設立件 数	60件	100件	基本目標 4
	国際大会・全国大会に出場し 活躍する市民の数	95人	110人	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

第2期三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

ア ひとが「育つ」みとよ事業

イ ひとを「守る」みとよ事業

ウ ひとが「出会う」みとよ事業

エ ひとが「創る」みとよ事業

② 事業の内容

ア ひとが「育つ」みとよ事業

母国語教育の強化による論理的思考の育成、本市独自のプログラミング学習による思考力や創造性、問題解決力の育成、スポーツ及び文化活動等において、可能性を拓げ、夢を実現するための環境と経験を提供するとともに、本市特有の自然環境や歴史文化を実感・体感できる機会を提供し、郷土愛や誇りを持つ豊かな人間を育てるための事業。

また、子どもの成長段階に応じた包括的な子育て支援と、待機児童ゼロに向けた保育環境の整備、子育てに関する不安や悩みを解消するサポートを行う事業。

イ ひとを「守る」みとよ事業

災害から生命を守り、暮らしへの被害を最小限に抑える強靱なまちづくり、地域特性や個性を生かした総合的な土地利用、地域拠点の機能強化と適正配置、拠点間をつなぐ新たな交通手段や通信網の導入、豊かな自然と共生する循環型社会の確立、継続的な健康づくりの仕組みをつくり、市内医療機関の充実と連携による医療体制の構築に取り組む事業。

ウ ひとが「出会う」みとよ事業

観光拠点の魅力・機能向上と、利便性の高い環境の整備、一元的な情報発信とプロモーションにより観光客との継続的な関係を築く事業。

また、空き家の利活用促進や、住宅取得に関する経済的支援、一元的な情報発信と相談体制により移住・定住の希望をかなえる事業。

エ ひとが「創る」みとよ事業

先端技術の活用による地域産業の効率化と高度化、農業基盤の整備と耕作放棄地及び有害鳥獣対策、創意工夫を行う既存事業や新たに地域産業をけん引する企業の参入及び創業の促進、各種産業の担い手の育成、

地域外人材の積極的登用、頑張る市民への応援、地域活動への支援を行う事業。

※なお、詳細は第2期三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

9,300,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。検証後速やかに三豊市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から2025年3月31日まで